

# 住友共同電力(株)新居浜西火力発電所 3号発電設備 に係る影響評価準備書に対する勧告について

平成16年12月17日  
経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、住友共同電力(株)新居浜西火力発電所3号発電設備に係る環境影響評価準備書について、住友共同電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・場 所：愛媛県新居浜市磯浦町16番5号、同地先海域及び同町17番1号
- ・原動力の種類：汽力
- ・出 力：15万kW

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成13年 8月30日
住民等意見の概要受理	平成13年10月16日
知 事 意 見 受 理	平成14年 1月11日
経 済 産 業 大 臣 勧 告	平成14年 2月13日
環境影響評価準備書受理	平成16年 4月 6日
住民等意見の概要受理	平成16年 6月 2日
知 事 意 見 受 理	平成16年 9月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成16年12月 6日

問合せ先：電力安全課 高取、沼倉  
電話03 - 3501 - 1742 (直通)  
03 - 3501 - 1511 (代表)  
4921 (内線)

【住友共同電力(株)新居浜西火力発電所 3号発電設備に対する勧告内容】

1．3号発電設備は高効率発電設備の採用に加え、蒸気併給を行うことにより二酸化炭素排出原単位を改善させる計画としているが、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量が多い石炭を燃料とすることから、事業活動に伴う二酸化炭素の総排出量を更に低減するため、次の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

(1) 石炭火力発電設備の燃料に木屑等の木質バイオマスを混焼させることが技術的に可能になっていることから、再生可能エネルギーである木質バイオマスの導入について計画的に検討を進めるとともに、その導入を積極的に図り、化石燃料由来の二酸化炭素の排出量の更なる低減に努めること。

(2) 発電に伴い二酸化炭素を発生しない水力発電設備の改修及び更新に当たっては、環境への影響に配慮しつつ、水車効率の向上等による発電出力の増大、部分負荷効率の向上等による運用効率の向上に努めること。

2．発電に伴い発生する石炭灰については、有効利用方策の拡大への取組を強化し、その利用先の拡大を図ることにより予定される埋立処分場での埋立処分量の削減を図るとともに、可能な限り有効利用すること。また、その旨を評価書に記載すること。

3．3号発電設備運転開始後の環境監視結果は、適切な時期に発電所の運転状況を含めて関係機関に報告するとともに、住民に公開することとしているが、3号発電設備の環境監視結果及び発電所の運転状況にとどまらず、事業者の自主的かつ積極的な環境配慮への取組が適正に評価されるよう、環境報告書の作成など幅広い環境情報を公表すること。また、その旨を評価書に記載すること。